



土壤汚染対策法による土地の形質の変更の届出について

一定規模以上の土地の形質の変更をする場合、土壤汚染対策法第4条第1項の規定により届出が必要です。
届出の土地に土壤汚染のおそれがある場合、県は土地所有者等に対し、土壤調査を命令することとなります。

1 土地の形質の変更の届出

(1) 届出対象

土地の形状を変更する行為全般であって、掘削^{※1}部分と盛土部分の合計が3,000㎡以上となる行為です。
(現に有害物質使用特定施設が設置されている、又は、設置されていた^{※2}工場・事業場の敷地では900㎡以上)

【※2】土壤汚染対策法施行日(平成15年2月15日)前に廃止されたものは除きます。

(法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地は別途規定がありますので、ご相談ください。)

【届出対象外の行為】

- ① 次のイ～ハのいずれにも該当する行為
 - イ 土壌を形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出しないこと
 - ロ 土壌の飛散又は流出を伴う形質の変更を行わないこと
 - ハ 土地の形質の変更に係る部分の深さが全域50cm未満であること
- ② 農業を営むために通常行われる行為であって、①イに該当するもの
- ③ 林業の用に供する作業路網の整備であって、①イに該当するもの
- ④ 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更
- ⑤ 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- ⑥ 盛土のみの土地の形質の変更

【※1】『掘削』とは？

現状の地盤面を改変する行為すべてが対象となります。

例えば、舗装をはがす際に地盤面が変わる場合は対象となります。

(2) 届出日

土地の形質の変更に着手する日の中 30 日前までに届け出なければなりません。

(3) 提出書類

【届 出 書】一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

【添付書類】① 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図及び断面図

「所在地を明示した位置図」及び「掘削部分と盛土部分を明示し、各面積を表示した図面」

② 当該土地の所有者の所在が明らかとなる書面

「市町村名、大字・小字、地番、地目、土地所有者を記載した地番一覧表」

* 所有権が登記に反映されていない場合は、地番一覧表にその旨を記載し、売買契約書など所有権が確認できるものを添付してください。登記事項証明書の添付は不要です。

③ 公図の写し又は公図の合成図(届出の3か月以内に取得(登記情報提供サービスや公図の写しのコピーも可)・作成したもので、対象地を赤線で明示したもの。)

④ 土地の履歴に関する情報

航空写真(撮影時期が異なるものを2枚、対象地を明示)、過去の地図(作成時期、対象地を明示)、土地所有者等への聴取調査結果、過去の土壤調査結果 など

【提出部数】計3部(正1部、副1部、届出者控え1部)

【任意提出書類】土壤汚染状況調査結果報告書…指定調査機関が適正に実施した報告書

* 報告書の提出には土地所有者等の全員の同意が必要です。

(4) 提出先

届出の土地を管轄する保健福祉環境事務所(「3 届出・相談の窓口一覧」参照)

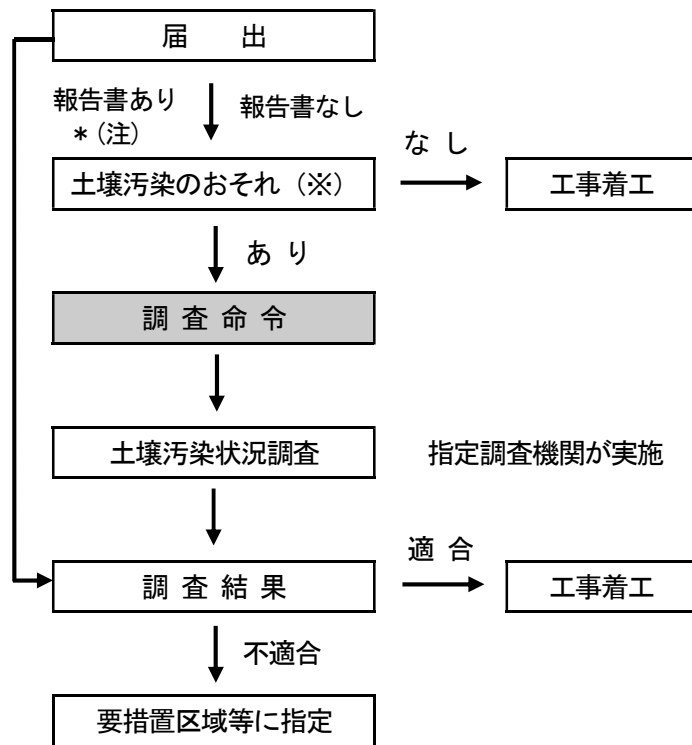
※届出書及び地番一覧表の様式は福岡県ホームページ「土壤汚染対策について」からダウンロードできます。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/dojo-main.html>

★留意事項★

届出書や添付書類に不備がある(形式上の要件に適合していない)場合、形式上の要件に適合した日が届出日となるため、提出にあたっては、届出書や添付書類に不備がないか十分にご確認ください。

2 届出後の流れ



※土壌汚染のおそれの基準（規則第26条）

- ① 土壌の特定有害物質による汚染状態が基準に適合しないことが明らかである土地
- ② 特定有害物質（を含む固体・液体）が埋められ、飛散・流出・地下に浸透した土地
- ③ 特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する施設に係る工場・事業場の敷地である（であった）土地
- ④ 特定有害物質（を含む固体・液体）をその施設において貯蔵・保管する施設に係る工場・事業場の敷地である（であった）土地
- ⑤ ②から④までに掲げる土地と同等程度に土壌の特定有害物質による汚染状態が基準に適合しないおそれがある土地

（注）届出時に、適正な土壌汚染状況調査の結果が報告された場合は、調査命令は発出されません。

3 届出・相談の窓口一覧

名 称	電話番号	管轄区域
筑紫保健福祉環境事務所 環境指導課 （〒816-0943 大野城市白木原 3-5-25）	092-513-5612	筑紫野市、春日市、大野城市、 太宰府市、糸島市、那珂川市
宗像・遠賀保健福祉環境事務所 環境指導課 （〒811-3436 宗像市東郷 1-2-1）	0940-36-6322	中間市、宗像市、古賀市、福津市、 糟屋郡、遠賀郡
嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 環境指導課 （〒820-0004 飯塚市新立岩 8-1）	0948-21-4812（第1係）	直方市、宮若市、鞍手郡
	0948-21-4813（第2係）	飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡
	0948-21-4814（第3係）	田川市、田川郡
北筑後保健福祉環境事務所 環境課 （〒839-0861 久留米市合川町 1642-1）	0942-30-1058	小郡市、うきは市、朝倉市、 朝倉郡、三井郡
南筑後保健福祉環境事務所 環境指導課 （〒834-0063 八女市大字本村 25）	0943-22-6964	柳川市、八女市、筑後市、大川市、 みやま市、三潴郡、八女郡
京築保健福祉環境事務所 環境課 （〒824-0005 行橋市中央 1-2-1）	0930-23-2380	行橋市、豊前市、京都郡、築上郡
大牟田市環境部環境保全課 （〒836-8666 大牟田市有明町 2-3）	0944-41-2721	大牟田市

※北九州市、福岡市、久留米市の土地については、各市が土壌汚染対策法を所管しています。



＜お問合せ先＞

福岡県 環境部環境保全課 土壌係

（〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7）

TEL : 092-643-3361 FAX : 092-643-3849

E-Mail : kanho@pref.fukuoka.lg.jp

（2025 年 4 月作成）